

はたらく青年

発行・日本共産党中央濃地区委員会 2020年10月1日
〒505-0052 美濃加茂市加茂野町今泉1163
☎0574(26)8195
✉jcp.chunochiku@lapis.plala.or.jp

最賃わずか1円増の852円

必ずチェック
最低賃金！
使用者も 労働者も

852 円

“最賃1500円実現”めざそう

昨年の最低賃金の平均は、前年比26円増の901円でした。しかし、今年はコロナ禍を口実にした安倍首相の「中小企業が置かれている厳しい状況を考慮せよ」に“激励”された資本家代表が賃上げを認めず、中央最低賃金審議会は各県ごとの目安を示さない事実上の「賃上げゼロ」答申となりました。しかし、労働組合による実態調査の「最低生計費は時給1600円」の公表など、最低生計費運動の流れが今年も強くなり、40県の地方審議会では1~3円の賃上げを容認。岐阜県は1円増の時給852円に。引き続き、全国一律最賃1500円をめざしましょう。

コロナ禍、非正規労働者を直撃

総務省発表の労働力調査によると非正規雇用者数が前年度同月比（7月比）で131万人少なくなしました。非正規雇用者の約6割が失業したことになります。その結果、コロナ禍の影響による非正規雇用者数は5カ月連続の減少となり、非正規雇用者数は、雇用者総数の約38%、2043万人になりました。失業者の内訳は男性50万人、女性81万人です。

非正規労働者は30年前の1990年には881万人でしたが、2003年に製造業でも派遣労働が解禁されるなど労働法制の緩和により2010年には1763万人に増えました。安倍首相は、雇用者数の増加を「アベノミクス」の成果だと自慢していましたが、コロナ禍によって今年の3月以降、非正規労働者が真っ先に解雇されています。安倍政権が拡大してきたのは、実際には企業の利益を優先する「雇用の調整弁の拡大」だったことを示しています。

三菱パジェロ閉鎖1123人在籍

三菱自動車の子会社・パジェロ製造（坂祝町）は、来年2021年上期に工場を閉鎖すると発表。在籍する正規労働者は、1123人で、居住地別では坂祝町215人、美濃加茂市203人、可児市126人、各務原市106人、閲市105人、岐阜市68人など県内30市町です。また、同社と取引きのある企業は、岐阜市16社、坂祝町、美濃加茂市が各12社、各務原市8社、可児市6社、閲市5社、大垣市4社など県内17市町で75社に及びます。

同社は、全労働者を対象に意向調査を実施しました。発表によると、三菱自動車の岡崎製作所（愛知県岡崎市）への移籍希望者は493人、同社が仲介する近隣企業への再就職希望者429人、希望退職126人としています。跡地利用については、三菱が対策すると言います。

個人でも休業支援金の申請できます

コロナ禍による緊急事態宣言での休業者は597万人でしたが、宣言解除後でも236万人と推定されています。しかし、解雇なく雇用調整助成金などによる休業手当の特例も9月末までです。雇用保険に入っていない労働者も対象となりましたが、これが終了すれば休業者はいっせいに解雇される恐れがあります。他方、休業手当を受け取れない労働者、アルバイト、パートには、申請すれば休業支援金・給付金が国から支給される制度があります。支給対象期間は12月末までに延長されています。知らない人にも教えてあげましょう。

休業手当のない人は休業支援金が受けられます

「シフトを組んでいないだけ、休業ではない」「店舗（職場）のある施設が閉鎖したためであって、休業を命じていない」などの理由で、パート・アルバイトの労働者が事業主に休業の証明を求める場合も協力がえられない場合が起きています。また「イベント中止で派遣されていない時期は雇用されていないと言われ、休業支援金がもらえない」の声もあります。

これらの「声」を青年ユニオンや日本共産党の国会議員が政府交渉でとどけ、休業前の「日割り平均賃金」の8割（上限1万1千円）が休業した日数に応じて支給される制度が実現しました。

申請は郵送で行います（申請書はダウンロードするか、ハローワーク）。必要な書類は、申請書・支給要件確認書（事業主が休業手当を支払っていないことを確認するもの。協力が得られない場合は、事業主名欄にその旨を記入する）、本人確認書（免許書の写しなど）、口座確認書類、休業前賃金と休業期間中の賃金を証明できるもの。複数事業所で働いている場合は、複数同時に申請します。別々に申請すると、最初に受け付けた申請以外は無効になります。

なお、4月1日～6月末の期間分の申請は9月末で終了しています。7月1日以後分は早めに申請しましょう。

問い合わせ先 ☎0120(221)276です

労組の力で“解雇撤回”、加入者続々

『黙っていられない』コロナ禍の雇用、支える労組 加入者増（西日本新聞7/21付）と紹介された自交総連福岡地方連合会の内田大亮（だいすけ）書記長に聞きました。

タクシー苦境

タクシー業界は、コロナ前から消費税増税などで厳しい状況にありました。駅前で乗車待ちのタクシーに「労働相談は労組へ」のビラを配るなど宣伝を強めてきました。そのなかで、ある中小タクシー会社で人減らしのためパワハラで労働者を退職に追い込もうと防犯カメラを悪用し、監視して、ささいなことをいちいち注意し精神的に追い詰め、本人は耐えかねて「退職届」にサインしてしまいました。この労働者が「理不尽なことは許せない。たたかいたい」と決意。職場の仲間に「パワハラのない働きやすい職場にしよう」と呼びかけると、どんどん組合加入者が増え、職場の団結で会社に要求し、退職撤回を実現しました。

このように法律上は難しい事例でも、労働組合で団結し交渉すればできることがあります。以前は組合に入ると会社に目をつけられるのではと不安になる労働者もいましたが、今は「労働組合に入った方が安全だ」という人が増えています。コロナ禍のなかで五つの分会が新たに結成されました。

中小支援こそ

休業手当がまともに払われない、金額が少なくて生活できないなどの相談が非常に多い。休業手当のベースになる「平均賃金」は、算出方法のせいで実際の賃金より大幅に低くなるからです。さらにタクシー運転者の賃金は、運賃収入による歩合制なので、利用者が激減して月収1万円、経費を差し引いてマイナスという人まで出ています。

「雇用調整金助成金のコロナ特例を申請しても助成金の給付を待てないほど資金繩りが厳しいのが中小のタクシー会社です。助成金の審査は事後チェックするなどすぐに給付されるようにしてほしい」との声があがっています。（「赤旗」8/19）

“待遇差なく、心地よい職場に”

「正規労働者にはあるが、非正規労働者にはないものはないにか」。それは、住宅手当であり、夏期休暇であったり退職金であったりします。このような不合理な待遇差は許せない、働く人間の尊厳を守れと裁判に訴える労働者を紹介します。これらの労働者（原告）は「この裁判は、非正規雇用で働く4割近い国民の待遇改善につながるもの。裁判に勝利し非正規労働者に希望を、そして、待遇差のない楽しい職場を日本の隅々に広げたい」と支援の労組とともに奮闘を続けています。

日本郵便で働く期間雇用社員11人

日本郵政で期間雇用社員として働く原告11人は、これまで地裁、高裁判決で、正社員にはあるが、期間雇用社員にはない住宅手当、年末年始勤務手当、有休の病気休暇の待遇差は不合理で違法との判決を勝ち取ってきました。今年の10月には最高裁判決が出される予定です。

“賞与なしは違法だ” — アルバイトの女性労働者

大阪医科大でアルバイト職員として働いてきた女性労働者は、大阪高裁で「賞与をまったく支給しないのは労働契約旧法に違反する」との判決をえました。この10月が最高裁判決です。女性は、「正社員と同じ仕事に従事してきたが、賞与も手当ても有休もなく正社員の3分の1の年収しかない。適応障害となり退職させられた。低い労働条件で使われポイしてされた」と最終弁論で訴えました。

4分の1の退職金でなく満額を — 74人の女性労働者

東京メトロの子会社で契約社員として駅売店で働いていた女性4人が「退職金ゼロは違法」と訴えました。東京高裁が「退職金は、賃金の後払いと功労報償などの法的性格がある。4人に功労報償分さえ支給しないのは不合理」と判断、「正社員の4分の1支給」としました。原告は、最高裁に訴え「正社員は長期雇用、契約社員は短期雇用という実態はない。退職金は満額支給すべき」と要求。

“無期転換直前の解雇”は違法・地裁

宇都宮市役所内で働く非常勤職員は、有期雇用から無期雇用に変更することができる権利を獲得する5年目にあたる3月31日に「4月1日から5年（無期転換）ルールとなるので雇い止めする」と契約更新を拒否され解雇されました。「無期転換逃れは許されない」と宇都宮地裁では勝利しましたが、事業主は東京高裁に控訴しました。

地裁判決は、雇い止めについて「宇都宮市からの指導を唯々諾々と受け入れ、雇い止めを実行した」と市当局が主導したものだとしたうえで「原告女性の契約更新と無期転換の申し込みが成立していると判断しました。女性と支援する労組は、高裁でも勝利をめざすとしています。

トヨタ労組「完全成果型」の賃金容認か

多くの職場では毎年4月に定期昇給が実施されてきました。給与に占める職能給の割合が大きくなつても年功・職位による固定部分には一律昇給の制度がありました。しかし、トヨタ自動車は、国際競争力を勝ち抜く「100年に1度の大変革期」に対応するとして「一律に昇給する部分を廃止して、新人事評価制度を設定する」方針です。この制度は「より高い評価とともに昇給ゼロの評価も設定する」というものです。職場では「今でも人事評価が良いないと職位も上がらず賃金も上がらない。定期昇給まで全部評価で決まれば格差は広がる一方だ」との声。

この制度が「トヨタに見習え」と広がることが懸念されます。トヨタ労組の態度が注目されます。

次回発行は、来年1月1日予定

「はたらく青年」の次回発行は、来年1月1日を予定しています。ご承知ください。なお、「はたらく青年」は、無料でお届けします（郵送も可）。「読んでもよい」という方を紹介してください。